

## 中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

### 第84回

#### 中国の不正競争防止法(3)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

これまで中国の不正競争防止法に当たる「中華人民共和国反不正競争法」(以下「反不正競争法」という)について2回にわたり検討しているが、第3回目となる今回は、不正競争行為のうち、営業秘密の侵害行為について検討し、当該侵害行為に関連する工商行政管理局の規定及び最高人民法院の解釈についても触れることにする。

#### 1 営業秘密の定義

Q1 外商投資企業A社は、これまで、自社の秘密情報の保護について特に対策を採ってきませんでした。最近、従業員による営業秘密の漏洩が社会的に大きな問題になっていることを受け、自社の保護体制についても見直すことになりました。

(1) そもそも、ある情報を、法律上、営業秘密として保護するためには、どのような条件を充たす必要があるのでしょうか。

(2) 秘密保持措置を実施しているというためには、具体的に、どのような措置を採ることが考えられるのでしょうか。

(3) 顧客情報を外部に持ち出されると会社の信用にも関わるため、「顧客名簿」についても、営業秘密として保護したいと考えていますが可能でしょうか。

A1

(1) ある情報を、法律上、営業秘密として保護するためには、当該情報が、①公衆に周知ではなく、②権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、③権利者により秘密保持措置が採られており、④技術情報及び経営情報に

当たるといえる必要があります。

(2) 秘密保持措置を実施しているというためには、例えば、当該秘密情報について知ることのできる従業員を限定したり、秘密情報が保管されている場所を施錠したり、秘密情報に関連する書類等にマル秘マーク等の秘密保持の標識を表示したり、パスワードやコードを用いたり、従業員と秘密保持協議を締結する等の措置を採ることが考えられます。

(3) 「顧客名簿」についても、上記のような営業秘密として保護されるための法律上の条件を充たす限りは、営業秘密として保護することが可能です。

反不正競争法第10条第3項によれば、「営業秘密」とは、公衆に周知ではなく(①非公知性)、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し(②有用性)、且つ権利者が秘密保持措置を講じている(③秘密保持措置の実施)技術情報及び経営情報(④技術情報及び経営情報)と定義されている。

営業秘密に関する規定としては、反不正競争法以外に、国家工商行政管理总局が「商業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定(以下、「工商行政管理总局規定」という)を1995年11月23日に公布・施行しており、また、2007年2月1日から施行されている最高人民法院の「不正競争民事事件の審理に関する若干の法律適用問題に関する解釈」(以下「最高人民法院解釈」という)の中でも特に詳述されている。

以下、工商行政管理总局規定及び最高人民法院解釈を適宜引用しながら、「営業秘密」の各要件についてそれぞれ詳述する。

#### (1) 非公知性

「公衆に周知ではない」とは、「当該情報が公開されているルートからでは直接入手できないこと」をいう(工商行政管理总局規定第2条第2項)。

この点、最高人民法院解釈第9条によれば、当該情報がその所属分野の関連人員により一般的に周知されており、且つ簡単に入手できる情報でない場合は、「公衆に周知ではない」、即ち、非公知の情報と認定しなければならないとされている。

また、同条は、以下の何れかに該当する場合は、当該情報は「公衆に周知ではない」にはあたらない、即ち、公知の情報と認定することができるとしている。

① 当該情報がその所属する技術または経済分野の人間の一般常識または業界の習慣である場合

- ② 当該情報が商品の寸法、構造、材料、部品の簡単な組み合わせなどの内容に係るだけで、市場に出た後直ちに関連公衆が商品の観察を通じて直接入手できる場合
- ③ 当該情報が公開された出版物またはその他メディアで既に公然と発表されている場合
- ④ 当該情報が公開された報告会、展覧などの方法で既に公開されている場合
- ⑤ 当該情報がその他公開されたルートを通じて入手できる場合
- ⑥ 当該情報が一定の対価を支払わなくとも容易に入手できる場合

## (2) 有用性

「権利者に経済的利益をもたらすことができ、有用性を有する」とは、「当該情報が確定的な応用性を有しており、権利者に現実的な若しくは潜在的な経済利益または競争上の優位をもたらすことができること」をいう(工商行政管理局規定第2条第3項及び最高人民法院解釈第10条)。

## (3) 秘密保持措置の実施

工商行政管理局規定第2条第3項によれば、「権利者が秘密保持措置を講じている」ことには、秘密保持協議書の締結、秘密保持制度の確立及びその他合理的な秘密保持措置を講じることが含まれるとされている。

この点、最高人民法院解釈第11条は、権利者が情報の漏洩を防止するために採る保持措置が合理的であり、その商業価値などの具体的な状況と適応する場合、その保持措置を「秘密保持措置」と認定しなければならないとし、人民法院は、情報に関連する媒体の特徴、権利者の秘密保持の要望、秘密保持措置の識別程度、他人が正当な方法を通じて入手できる難易度などの要素に基づき、権利者が秘密保持措置を講じているかどうかを認定しなければならないと規定している。

また、同条は、以下の何れかに該当し、正常な状況で、秘密に関わる情報の漏洩を十分に防止する場合、権利者が秘密保持措置を講じたことと認定しなければならないとしている。

- ① 秘密に関連する情報を知る範囲を限定し、知る必要のある関連人員に対してのみその内容を告知する場合

- ② 秘密に関連する情報の媒体に対して鍵を掛けるなどの防犯措置を講じる場合
- ③ 秘密に関連する情報の媒体上に秘密保持の標識を表示する場合
- ④ 秘密に関連する情報についてパスワードやコードを用いる場合
- ⑤ 秘密保持協議書を締結する場合
- ⑥ 秘密に関連する機械、工場建物、生産現場などの場所について来訪者を制限する、または秘密保持を要求する場合
- ⑦ 情報の秘密を確保するその他の合理的な措置

#### (4) 技術情報及び経営情報

工商行政管理局規定第2条第5項によれば、「技術情報及び経営情報」には、設計、工程、製品調製方法、製作技術、製作方法、管理ノウハウ、顧客名簿、商品供給先情報、生産販売戦略並びに入札募集・応募の最低基準価格及び入札書の内容等の情報が含まれるとされている。

この点、最高人民法院解釈第13条第1項によれば、「顧客名簿」とは、一般的には、「顧客の名称、住所、連絡方法及び取引の慣例、目的、内容などで構成される、関連する公開情報とは区別された特殊な顧客情報」をいい、多くの顧客を集めた顧客名簿、長期的に安定した取引関係にある特定の顧客に関する情報が含まれるとされている。

もっとも、同条第2項は、顧客名簿が営業秘密になりうるとしても、顧客が従業員個人に対する信頼に基づき当該従業員が所属する組織と市場取引を行っていたような場合において、当該従業員の離職後、当該顧客が自主的に当該従業員またはその新しい組織と市場取引を行うことを選択したことを証明できる場合は、不正な手段を用いていないと認定しなければならないとして、営業秘密侵害による不正競争行為の成立を否定している。但し、この場合でも、当該従業員と当該組織との間にこのような行為を禁止する別途の約定がある場合は除外されているため、営業秘密侵害と認定される可能性はある。

## 2 営業秘密の侵害行為の種類

Q2 外商投資企業A社は、ライバル会社である中国企業B社が、自社の営業秘密である技術情報を使用して製品を製造しているとの噂を耳にし調査したところ、当該技術情報は、A社の元従業員Xが、A社から盗み出し、B社に売却したもので

あることが発覚しました。A社は、B社に対して当該技術情報の使用停止を求めることができるでしょうか。

A2 Xが当該技術情報をA社から盗み出したことをB社が明らかに知っていたまたは知り得たといえる場合は、A社は、B社に対して当該技術情報の使用停止を求めることができます。一方で、B社が、善意且つ有償で当該技術情報の譲渡を受けた場合は、B社は、当該技術秘密を継続して使用することができ、A社は、B社に対して当該技術情報の使用停止を求めることはできません。もっとも、A社は、B社に対して、合理的な使用費の支払い及び秘密保持義務を負担することを要求することができます。

反不正競争法第10条及び工商行政管理局規定第3条によれば、営業秘密の侵害行為の類型として、以下の手段が規定されている。

- ① 窃盗、利益誘導、脅迫またはその他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得すること
- ② 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示し、使用しまたは他人に使用を許諾すること
- ③ 約定に違反しまたは権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反し、その保有する営業秘密を開示し、使用しまたは他人に使用を許諾すること
- ④ 権利者の従業員が、契約の約定に違反し、または権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反して、その保有する営業秘密を開示し、使用しまたは他人に使用させること
- ⑤ 上記①～④の違法行為を明らかに知りまたは知り得た第三者が、他人の営業秘密を取得し、使用しまたは開示すること

もっとも、最高人民法院解釈第12条は、自主研究開発またはリバースエンジニアリング(技術的な手段を通じて、公開されたルートから得た製品について、解体、測量・製図、分析などを行い、当該製品の関連の技術情報を得ること)などの方法を通じて営業秘密を入手する場合、営業秘密を侵害する行為とは認定しないとしている。

また、2001年6月19日に公布された「最高人民法院の全国法院知的財産権審判業務会議の技術契約紛争案件の審理に関する若干の問題の紀要を発行することに関

する通知」一の20は、他人の技術秘密を直接侵害した者からの譲受人またはライセンシーの取り扱いについて以下のように規定している。

① 善意且つ有償による譲受人またはライセンシー

- i 当該技術秘密を継続して使用することができる
- ii 当該技術秘密の権利者に対して合理的な使用費を支払わなければならない(当該使用費について協議がまとまらない場合は、いずれの当事者も人民法院に裁決を求めることができる)
- iii 秘密保持義務を負担しなければならない。

② 直接の侵害者と悪意で通謀している、またはその権利侵害を明らかに知っている若しくは知っているべき譲受人またはライセンシー

- i 当該技術秘密の継続使用は認められない
- ii 直接の侵害者と共同権利侵害として連帯して賠償責任を負う
- iii 秘密保持義務を負担しなければならない

なお、上記の通知は、善意・無過失ではあるが無償で他人の技術秘密の譲渡を受けまたはライセンスを受けた者の責任については明記していない。しかし、上記の規定の趣旨、及び新しくできた物権法が即時取得の条件として有償であることを求めていること(同法第106条第1項第2号)とのバランス等からすれば、以下のように扱われることが考えられる。

- i 当該技術秘密の継続使用は認められない
- ii 賠償責任については、過失がない以上、免れるのが原則(もともと、民法通則第132条によれば、損害の発生について全当事者に過失がない場合は責任を分担することができるとしているため、一定の賠償責任を負担させられる可能性は否定できない)
- iii 秘密保持義務を負担しなければならない